

○沖縄総合事務局告示第 号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十五日

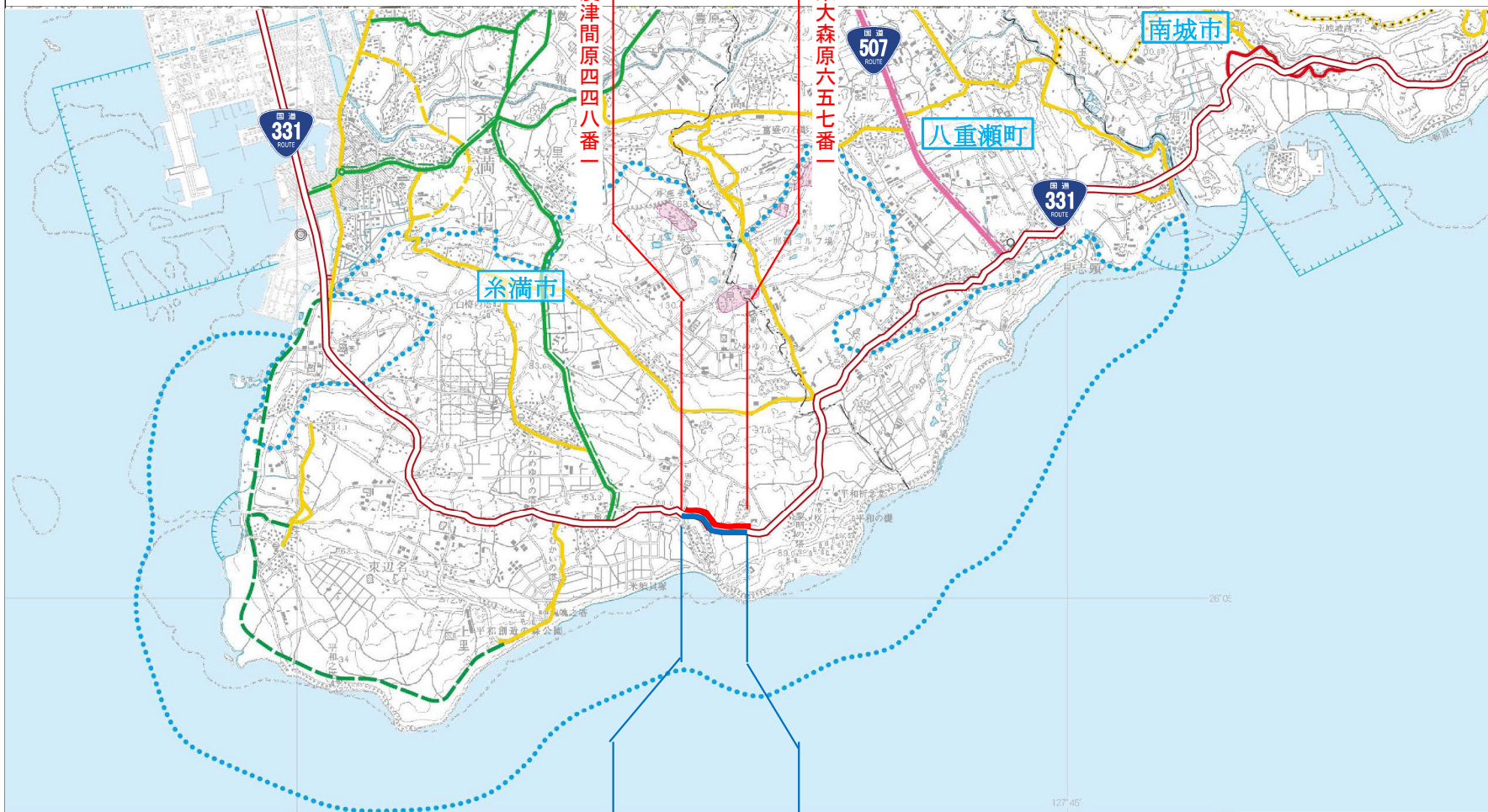
沖縄総合事務局長 小八木 大成

- (二) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 三百三十一号
(三) 道路の区域

区 間	変更前 後 別	敷 地 の 幅 員 メ ー ト ル	延 長 キ ロ メ ー ト ル	備 考
糸満市字大度津間原四四八 番一から同市字大度東大森原 六五七番一まで	前 後	一一・六六、四三・三八 一四・一六、四三・三八	〇・五六四 〇・五六四	

(四) 図面縦覧場所 沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

一般国道三三一号平面図(その二)
沖縄総合事務局



S=1: 500

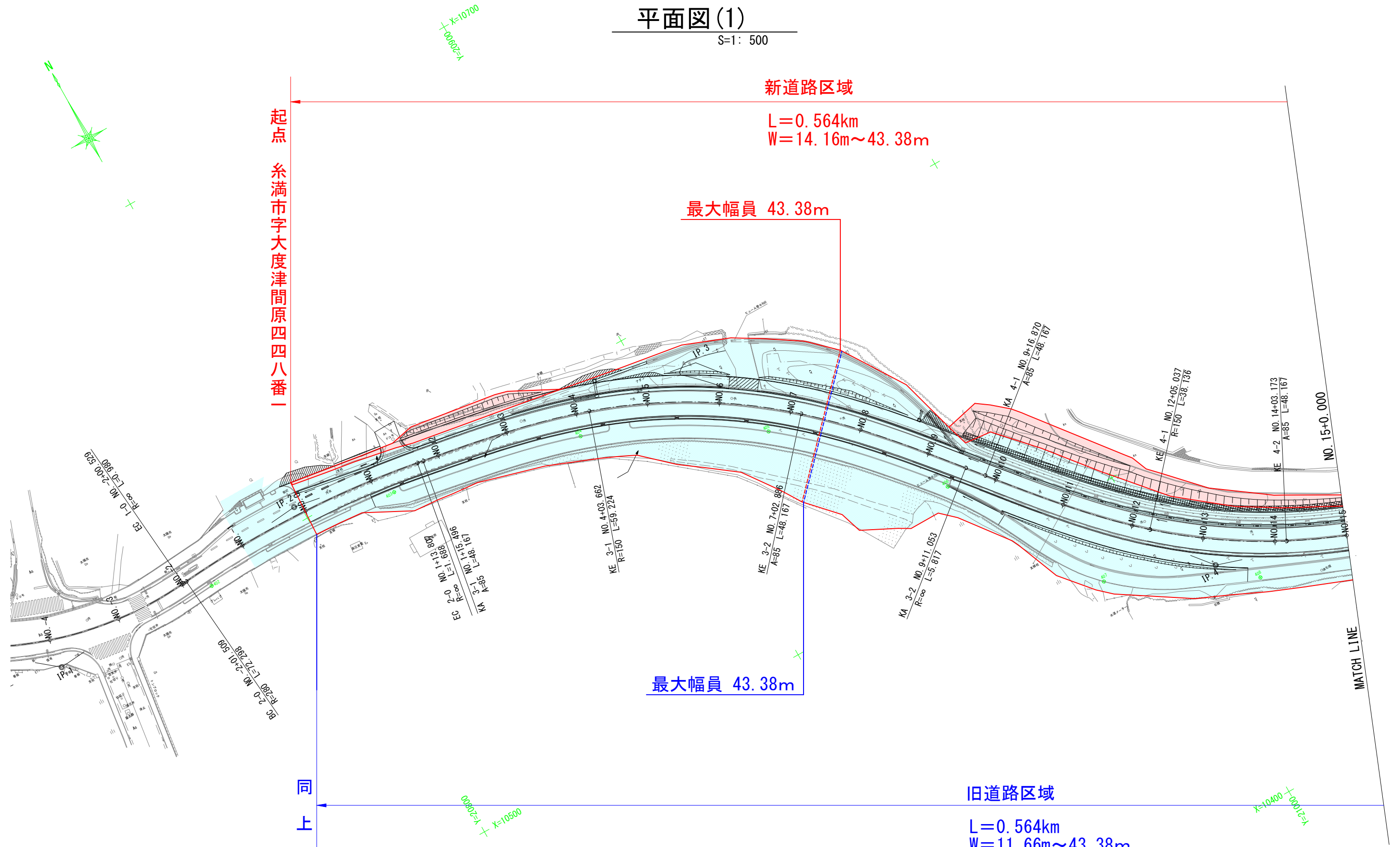
S=1: 500

L=0.564km
W=14.16m~43.38m

最大幅員 43.38m

L=0.564km
W=11.66m~43.38m

同上



平面図(2)

S=1: 500

